○公立大学法人新見公立大学教員選考規程

平成22年４月１日

規程第33号

改正　平成25年４月１日規程第33号

平成27年４月１日規程第33号

令和２年４月１日規程第33号

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人新見公立大学（以下「法人」という。）の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の採用及び昇任の選考（以下「選考」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選考）

第２条　理事長は、教員の選考について必要と認めたときは、教育研究審議会の審議を経てその都度教授会において教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設ける。

２　選考委員会は、公立大学法人新見公立大学教員選考基準（平成22年基準第２号）に基づき候補者の選考に当たる。

（選考委員会）

第３条　選考委員会の委員は、７人とし学長、事務局長のほか、教授会において選出する。

２　委員は、教授の採用・昇任の場合は教授の中から、准教授の採用・昇任の場合は教授及び准教授の中から、講師、助教の採用・昇任及び助手の採用の場合は教授、准教授及び講師の中から選出する。ただし、候補者は、委員となることはできない。

３　選考委員会には、補充対象分野に明るい者が構成委員の中に含まれるよう配慮する。また、学内に適当な者を得難い場合には、学外に求め、選考委員を委嘱するなどの適切な方法を講じなければならない。

４　選考委員会は、候補者を求める方法、すなわち公募によるかその他の方法によるかを審議しなければならない。

５　選考委員会は、公募要領を作成し、理事長の承認を受けた後に公募を行う。

６　選考委員会は、選考委員会に必要な資料が提出されてから原則として１箇月以内に選考結果を教授会に報告しなければならない。

７　選考委員の任期は、選考終了時までとする。

８　選考委員会は、その候補者が専任科目以外に授業担当する兼担科目の可否についても判断をしなければならない。

（委員長）

第４条　選考委員会に委員長を置き、委員長は理事長をもって充てる。

２　選考委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は、委員の互選による。

（承認）

第５条　教育研究審議会は、選考委員会の選考結果に基づき、出席者の３分の２以上の賛成を得て、候補者の採用及び昇任を承認し、理事長に報告する。

（任命）

第６条　理事長は、前条の規定による承認に基づき、教員を任命し、理事会において決定する。

（委任）

第７条　この規程に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、教育研究審議会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成22年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　施行日の前日までに承認を受けている公立大学の教員については、この規定に基づき承認を受けたものとみなす。

附　則（平成25年４月１日規程第33号）

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日規程第33号）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日規程第33号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。